

令和元年台風第 19 号等の災害により休業している事業主・労働者の皆様へ ～雇用保険の基本手当の特例措置と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含まれます）は、雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に 6 か月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
 - ① **激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくとも基本手当を受給できます。**
 - ② **激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。**
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）※
 - ※ 制度利用に当たっての留意事項
本特例措置制度を利用して、雇用保険の基本手当等の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 令和元年台風第 19 号による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業等させる場合

令和元年台風第 19 号による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主は以下の特例措置を利用することができます。（※令和元年台風第 19 号による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用が可能です。）

※「経済上の理由」とは、例えば、以下のような場合が該当します。

- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・風評被害により、観光客が減少した場合
- ・修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、事業所、設備の早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

本特例は、休業等の初日が令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 4 月 11 日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用します。

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の都県内の事業所に限る）【中小企業：2/3 から 4/5 へ】【大企業：1/2 から 2/3 へ】
- ② 支給限度日数を「1 年間で 100 日」から「1 年間で 300 日」に延長（※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の都県内の事業所に限る）
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
 - ア 前回の支給対象期間の満了日から 1 年を経過していなくても助成対象とする
 - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 災害発生日に遡っての休業等計画届提出を、令和 2 年 1 月 20 日まで可能とする
- ⑥ 生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月へ短縮する
- ⑦ 令和元年台風第 19 号発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

東京労働局管内ハローワーク

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特別措置】

| 労働局・ハローワーク | 所在地 | 電話番号 |
|---------------------------------|---|---|
| 東京労働局職業安定部雇用保険課 | 〒102-8305 千代田区九段南 1-2-1 九段合同庁舎 12 階 | (求職者の方) 03-3512-1669 (事業主様) 03-3512-1670 |
| ハローワーク飯田橋 | 〒112-8577 文京区後楽 1-9-20 飯田橋合同庁舎 2・3 階 | 03-3812-8609 |
| ハローワーク上野 | 〒110-8609 台東区東上野 4-1-2 3 階 | 03-3847-8609 |
| ハローワーク品川 | 〒108-0014 港区芝 5-35-3 2 階 | 03-5419-8609 |
| ハローワーク大森 | 〒143-8588 大田区大森北 4-16-7 2 階 | 03-5493-8609 |
| ハローワーク渋谷 | 〒150-0041 渋谷区神南 1-3-5 渋谷神南合同庁舎 1・3 階 | 03-3476-8609 |
| (求職者の方) ハローワーク新宿 西新宿庁舎 | 〒163-1523 新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワービ 23 階 | 03-5325-9580 |
| (事業主様) ハローワーク新宿 歌舞伎町庁舎 | 〒160-8489 新宿区歌舞伎町 2-42-10 3 階 | 03-3200-8609 |
| (求職者の方) ハローワーク池袋 サンシャイン庁舎 | 〒170-6003 豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 3 階 | 03-5958-8609 |
| (事業主様) ハローワーク池袋 本庁舎 | 〒170-8409 豊島区東池袋 3-5-13 2 階 | 03-3987-8609 |
| ハローワーク王子 | 〒114-0002 北区王子 6-1-17 2 階 | 03-5390-8609 |
| ハローワーク足立 | 〒120-8530 足立区千住 1-4-1 東京芸術センター7 階 | 03-3870-8609 |
| ハローワーク墨田 | 〒130-8609 墨田区江東橋 2-19-12 2 階 | 03-5669-8609 |
| ハローワーク木場 | 〒135-8609 江東区木場 2-13-19 2 階 | 03-3643-8609 |
| ハローワーク八王子 | 〒192-0904 八王子市子安町 1-13-1 1・2 階 | 042-648-8609 |
| ハローワーク立川 | 〒190-8609 立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎 2・3 階 | 042-525-8609 |
| (求職者の方) ハローワーク青梅 本庁舎 | 〒198-0042 青梅市東青梅 3-12-16 2 階 | 0428-24-8609 |
| (事業主様) ハローワーク青梅 分庁舎 | 〒198-0042 青梅市東青梅 3-20-7 山崎ビル 2 階 | |
| ハローワーク三鷹 | 〒181-8517 三鷹市下朱雀 4-15-18 2 階 | 0422-47-8609 |
| ハローワーク町田 | 〒194-0022 町田市森野 2-28-14 町田合同庁舎 2 階 | 042-732-8609 |
| ハローワーク府中 | 〒183-0045 府中市美好町 1-3-1 2 階 | 042-336-8609 |

② 災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

| 労働局 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------|-------------------------------------|--------------|
| ハローワーク助成金事務センター | 〒169-0073 新宿区百人町 4-4-1 新宿労働総合庁舎 1 階 | 03-5337-7411 |